

酒類の製造・販売業免許等に係る事業承継手続の改正

現在、酒税法第19条の規定により相続人が申告した場合、被相続人が受けていた免許を受けたものとみなされるところ、以下の場合についても、簡易な手続により免許付与を可能とする。

- ① 民法上の相続順位にこだわらず、孫、兄弟等が事業を承継する場合
- ② 生前承継(先代存命時)する場合
- ③ 従業員等の親族外へ承継する場合

		現 行 制 度	改 正
先代死亡時	相続人	申告した場合、相続時に免許を受けたものとみなす	—
	相続人以外の親族	— (※)	簡易な手続による地位承継を可能とする 【 ① 】
	従業員等	— (※)	簡易な手続による地位承継を可能とする 【 ① ③ 】
先代存命時	3親等以内の親族	新規の免許申請手続が必要だが、一部の要件が緩和	簡易な手続による地位承継を可能とする 【 ② 】
	その他の親族	— (※)	簡易な手続による地位承継を可能とする 【 ② 】
	従業員等	— (※)	簡易な手続による地位承継を可能とする 【 ③ 】

※ 新規の免許申請手続(通常の手続)が必要